

閲覧用

使用料、手数料等の見直し（案）に係る
パブリックコメントの実施

期間:令和7年9月12日(金)正午～令和7年10月14日(火)

塩尻市企画政策部財政課

パブリックコメントの実施（使用料、手数料等の見直し案について）

趣旨

本市では、公共施設の使用料や窓口での手数料など、特定の市民の皆様が受けるサービスに係る料金を条例等により「使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）」として金額を定め、サービスの対価として負担を求めています。使用料等は、社会情勢や経済環境の変化に応じて柔軟に見直す必要があることから、本市では原則として3年に一度のサイクルで、点検及び改定を行っています。

前回見直し（令和4年度）では、新型コロナ等で、先行きが見えない社会情勢等を踏まえ、見直しによる使用料等の引上げは見送りました。3年が経過した現在、近年の物価高騰によりサービス提供に係るコストが上昇しています。この状況を踏まえ、市民の皆様全体の負担の公平性の観点から、使用料等の見直しを検討しており、新料金案は令和8年度からの適用を予定しています。つきましては、新料金案について、広く皆様からのご意見を募集しますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

パブリックコメントの手続き

見直し案についてお気づきの点等がございましたら、次の方法でご意見をお寄せください。

お寄せいただいたご意見は、整理した上で公表いたします。（お名前、ご住所については公表いたしません。）

なお、個々のご意見に対しては、直接回答いたしませんのであらかじめご承知ください。

意見の公募期間

令和7年9月12日（金曜日）正午から令和7年10月14日（火曜日）まで

資料の公表場所及び閲覧時間

塩尻市役所3階財政課及び各支所窓口

土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

意見書の提出方法及び提出先

次の様式に必要事項を記入の上、持参、郵送、ファックス又は電子メールで提出してください。

意見書の提出方法

持参	塩尻市役所3階企画政策部財政課財政係又は各支所窓口
郵送	〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号 塩尻市企画政策部財政課財政係

ファックス	0263-52-1158
電子メール	zaisei@city.shiojiri.lg.jp

※口頭及び電話での受付はいたしません。

※ご意見に対して個別の回答はいたしません。いただいたご意見については、要旨と市の考え方を整理した上で、後日改めて公表いたします。

見直し案一覧（サービス、施設種別）

検討の結果、次の使用料、手数料等について見直しを予定しております。詳細は、別紙「令和7年度 使用料、手数料の見直し」及び「新旧料金表（案）」をご覧ください。

手数料				
番号	名称	担当課	概要	改定予定日
1	し尿処理に係る一般廃棄物処理施設利用手数料及び一般廃棄物処理手数料	生活環境課	引き上げ	令和8年 4月1日
2	塩尻市東山霊園聖地管理手数料	生活環境課	引き上げ	令和8年 4月1日
3	塩尻市胃がん検診	健康づくり課	引き上げ	令和8年 4月1日
4	塩尻市肺がんCT検診	健康づくり課	引き上げ	令和8年 4月1日

市民文化系施設				
番号	名称	担当課	概要	改定予定日
1	塩尻総合文化センター使用料 塩尻市公民館使用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日
2	塩尻市北部交流センター使用料	広丘支所	引き上げ	令和8年 4月1日
3	塩尻市市民交流センター使用料	市民交流センター	引き上げ	令和8年 4月1日
4	塩尻市吉田西防災コミュニティセンター 利用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日
5	塩尻市文化会館利用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日

社会教育系施設

番号	名称	担当課	概要	改定予定日
1	塩尻短歌館入館料	文化財課	引き上げ	令和8年 4月1日
2	塩尻短歌館使用料	文化財課	引き上げ 利用時間変更	令和8年 4月1日
3	本洗馬歴史の里施設入館料	平出博物館	引き上げ	令和8年 4月1日
4	塩尻市立平出博物館入館料	平出博物館	引き上げ	令和8年 4月1日
5	塩尻市立自然博物館入館料	平出博物館	引き上げ	令和8年 4月1日
6	中村邸入館料	文化財課	引き上げ	令和8年 4月1日
7	贄川関所入館料	文化財課	引き上げ	令和8年 4月1日
8	木曾漆器館入館料	文化財課	引き上げ	令和8年 4月1日

スポーツ・レクリエーション施設

番号	名称	担当課	概要	改定予定日
1	塩尻市営野球場使用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日
2	塩尻市立体育館使用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日
3	塩尻市立体育館併設柔道場・剣道場使用料 塩尻市立檜川体育館柔道場・剣道場使用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日
4	塩尻市立体育館併設相撲場使用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日
5	塩尻市営総合運動場使用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日

6	塩尻市中央スポーツ公園運動広場使用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日
7	塩尻市中央スポーツ公園テニスコート使用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日
8	塩尻市中央スポーツ公園サッカー場使用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日
9	塩尻市屋内ゲートボール場使用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日
10	塩尻市弓道場使用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日
11	塩尻市営檜川運動場使用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日
12	塩尻市立檜川屋内運動場使用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日
13	塩尻市立広丘体育館使用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日
14	小坂田公園利用料（サッカー場）	都市計画課	引き上げ	令和8年 4月1日
15	小坂田公園利用料（ミニサッカー場）	都市計画課	引き上げ	令和8年 4月1日
16	小坂田公園利用料（ミニサッカー場照明）	都市計画課	引き上げ	令和8年 4月1日
17	塩尻北部公園テニスコート使用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日
18	塩尻北部公園多目的運動場使用料	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日
19	塩尻市有料観光施設使用料（みどり湖釣り場、田川浦湖釣り場）	観光プロモーション課	引き上げ	令和8年 4月1日

産業系施設

番号	名称	担当課	概要	改定予定日
1	塩尻情報プラザ利用料	デジタル戦略課	引き上げ 利用時間変更	令和8年 4月1日

2	塩尻市農産物加工所使用料	農政課	引き上げ	令和8年 4月1日
3	塩尻市市民農園管理指導料	農政課	引き上げ	令和8年 4月1日

学校教育系施設

番号	名称	担当課	概要	改定予定日
1	特別教室棟冷暖房費	社会教育スポーツ課	引き上げ	令和8年 4月1日

子育て支援施設

番号	名称	担当課	概要	改定予定日
1	塩尻市児童クラブ利用者負担金	学校教育課	引き上げ	令和8年 4月1日
2	塩尻市放課後キッズクラブ利用者負担金	学校教育課	引き上げ	令和8年 4月1日

保健・福祉施設

番号	名称	担当課	概要	改定予定日
1	塩尻市ふれあいセンター入浴料	地域共生推進課	引き上げ	令和8年 4月1日

その他（上記に分類されないもの）

番号	名称	担当課	概要	改定予定日
1	塩尻市塩尻駅前広場駐車場利用料	商工課	引き上げ	令和8年 4月1日
2	塩尻市広丘駅東口駐車場使用料	都市計画課	引き上げ	令和8年 4月1日

令和7年度 使用料、手数料の見直しについて

1 趣旨

本市では、公共施設の使用料や窓口での手数料など、特定の市民の皆様が受けるサービスに係る料金を条例等により「使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）」として金額を定め、サービスの対価として負担を求めています。使用料等は、社会情勢や経済環境の変化に応じて柔軟に見直す必要があることから、本市では原則として3年に一度のサイクルで、点検及び改定を行っています。

前回見直し（令和4年度）では、新型コロナ等で、先行きが見えない社会情勢等を踏まえ、見直しによる使用料等の引上げは見送りました。3年が経過した現在、近年の物価高騰によりサービス提供に係るコストが上昇しています。この状況を踏まえ、市民の皆様全体の負担の公平性の観点から、使用料等の見直しを検討しており、新料金案は令和8年度からの適用を予定しています。つきましては、新料金案について、広く皆様からのご意見を募集しますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

2 使用料等の基本的な考え方

各種行政サービスについて、利用者と非利用者との間で負担の公平性を確保する観点から、利用者には応分の対価を負担いただく必要があります。利用者の負担額は、すべての使用料等において公平に算定されるよう、以下の式により求めます。

$$\text{利用者の負担額} = \text{サービスの提供コスト} \times \text{サービス類型による利用者負担割合（※1）}$$

（※1）日常生活上の必要性や、民間による類似サービスの提供可能性など事情が異なることから、施設・サービスの性質に応じて利用者負担割合を設定

3 新料金案の検討の際に留意した点

（1）類似サービスを提供する他の自治体や民間企業等との均衡のとれた新料金案の検討

当該サービスのコスト面からの検討だけでなく、類似サービスを提供する他自治体や民間企業の事例や料金体系についても情報収集を行い、それらも踏まえて検討しました。

（2）料金改定が市民生活に及ぼす影響を配慮するための上限（激変緩和措置）を設定

本市で定めた使用料等の見直し方針では、現行料金の1.5倍を上限とする激変緩和措置としましたが、近年の物価高騰の影響で家計の負担が増加し、市民生活を圧迫していることを鑑み、1.2倍程度に変更（※2）しました。

（※2）

- ・市外利用者が多い施設については1.2倍上限の対象外としている場合があります。
- ・新料金の算定時に生じた端数は、料金体系の明確化及び支払い手続きの簡素化を目的として、原則100円単位で調整し、その調整は最大500円までとしました。

（3）施設利用の利便性を向上させ、提供コストを削減することを目的としたサービス内容の見直し 新料金案の検討以外に、利用時間の見直しやサービス内容の見直し等も併せて行いました。

4 新料金案の概要

今回の使用料等の見直しにおいては、対象全102件のうち、改定が必要と判断したものは45件となりました。概要は次のとおりです。

施設・サービス種別	全対象件数	改定案の件数及び項目
手数料	28件	4件 (1) し尿処理に係る一般廃棄物処理施設利用手数料及び一般廃棄物処理手数料 (2) 塩尻市東山霊園聖地管理手数料 (3) 塩尻市胃がん検診 (4) 塩尻市肺がんCT検診
市民文化系施設	5件	5件 (1) 塩尻総合文化センター使用料 塩尻市公民館使用料 (2) 塩尻市北部交流センター使用料 (3) 塩尻市市民交流センター使用料 (4) 塩尻市吉田西防災コミュニティセンター利用料 (5) 塩尻市文化会館利用料
社会教育系施設	10件	8件 (1) 塩尻短歌館入館料 (2) 塩尻短歌館使用料 (3) 本洗馬歴史の里施設入館料 (4) 塩尻市立平出博物館入館料 (5) 塩尻市立自然博物館入館料 (6) 中村邸入館料(※激変緩和の例外) (7) 贅川関所入館料 (8) 木曾漆器館入館料
スポーツ・レクリエーション施設	26件	19件 (1) 塩尻市営野球場使用料 (2) 塩尻市立体育館使用料 (3) 塩尻市立体育館併設柔道場・剣道場使用料 塩尻市立檜川体育館柔道場・剣道場使用料 (4) 塩尻市立体育館併設相撲場使用料 (5) 塩尻市営総合運動場使用料 (6) 塩尻市中央スポーツ公園運動広場使用料

		<p>(7) 塩尻市中央スポーツ公園テニスコート使用料</p> <p>(8) 塩尻市中央スポーツ公園サッカー場使用料</p> <p>(9) 塩尻市屋内ゲートボール場使用料</p> <p>(10) 塩尻市弓道場使用料</p> <p>(11) 塩尻市宮橋川運動場使用料</p> <p>(12) 塩尻市立橋川屋内運動場使用料</p> <p>(13) 塩尻市立広丘体育館使用料</p> <p>(14) 小坂田公園利用料(サッカー場)</p> <p>(15) 小坂田公園利用料(ミニサッカー場)</p> <p>(16) 小坂田公園利用料(ミニサッカー場照明)</p> <p>(17) 塩尻北部公園テニスコート使用料</p> <p>(18) 塩尻北部公園多目的運動場使用料</p> <p>(19) 塩尻市有料観光施設使用料(みどり湖釣り場、田川浦湖釣り場)</p>
産業系施設	6件	<p>3件</p> <p>(1) 塩尻情報プラザ利用料</p> <p>(2) 塩尻市農産物加工所使用料</p> <p>(3) 塩尻市市民農園管理指導料</p>
学校教育系施設	1件	<p>1件</p> <p>特別教室棟冷暖房費</p>
子育て支援施設	9件	<p>2件</p> <p>(1) 塩尻市児童クラブ利用者負担金</p> <p>(2) 塩尻市放課後キッズクラブ利用者負担金</p>
保健・福祉施設	1件	<p>1件</p> <p>塩尻市ふれあいセンター入浴料</p>
公営住宅	4件	改訂無し
公園	1件	改訂無し
その他(上記に分類されないもの)	11件	<p>2件</p> <p>(1) 塩尻市塩尻駅前広場駐車場利用料(※激変緩和の例外)</p> <p>(2) 塩尻市広丘駅東口駐車場使用料</p>

新旧料金表（案）

手数料の見直し（案）

1 概要

手数料について引き上げるものです。

2 施行等

令和8年4月1日から施行するものです。

改正案			現行		
(1) し尿処理に係る一般廃棄物処理施設利用手数料及び一般廃棄物処理手数料 一般廃棄物処理施設利用手数料			(1) し尿処理に係る一般廃棄物処理施設利用手数料及び一般廃棄物処理手数料 一般廃棄物処理施設利用手数料		
種別	区分	手数料 (円)	種別	区分	手数料 (円)
し尿及び浄化槽に係る汚でい	100キログラム（100キログラム未満の端数は切り捨てる。）につき	<u>66</u>	し尿及び浄化槽に係る汚でい	100キログラム（100キログラム未満の端数は切り捨てる。）につき	<u>55</u>

一般廃棄物処理手数料

種別	区分				手数料 (円)
し尿	定額によるもの	一般家庭の収集運搬及び処分	人数割料（1人につき）	公共下水道、農業集落排水施設及び小規模集合排水処理施設の供用開始後1年を経過した区域（以下「供用開始後1年を経過した区域」という。）	1月 <u>416</u>
				上記以外の区域	1月 <u>359</u>

一般廃棄物処理手数料

種別	区分				手数料 (円)
し尿	定額によるもの	一般家庭の収集運搬及び処分	人数割料（1人につき）	公共下水道、農業集落排水施設及び小規模集合排水処理施設の供用開始後1年を経過した区域（以下「供用開始後1年を経過した区域」という。）	1月 <u>403</u>
				上記以外の区域	1月 <u>348</u>

			特殊便槽の加算料	供用開始後1年を経過した区域	1月 <u>416</u>				特殊便槽の加算料	供用開始後1年を経過した区域	1月 <u>403</u>
				上記以外の区域	1月 <u>359</u>					上記以外の区域	1月 <u>348</u>
			月2回以上くみ取りの場合の2回目以降の料金（1回につき）	供用開始後1年を経過した区域	<u>416</u>				月2回以上くみ取りの場合の2回目以降の料金（1回につき）	供用開始後1年を経過した区域	<u>403</u>
				上記以外の区域	<u>359</u>					上記以外の区域	<u>348</u>
			2か所以上くみ取りの場合の2か所以上の料	供用開始後1年を経過した区域	<u>416</u>				2か所以上くみ取りの場合の2か所以上の料	供用開始後1年を経過した区域	<u>403</u>
				上記以外の区域	<u>359</u>					上記以外の区域	<u>348</u>

		金（1か所につき）		
従量によるもの	事業所、工場、飲食店等特定多数者が出入りする施設の収集搬及び処分	10リットル（10リットル未満の端数は捨てる。）につき	供用開始後1年を経過した区域	<u>99</u>
			上記以外の区域	<u>86</u>
	供用開始後1年を経過した区域		<u>99</u>	
	上記以外の区域		<u>86</u>	
その他額によることが認められるもの	その他額によることが認められるもの			

		金（1か所につき）		
従量によるもの	事業所、工場、飲食店等特定多数者が出入りする施設の収集搬及び処分	10リットル（10リットル未満の端数は捨てる。）につき	供用開始後1年を経過した区域	<u>96</u>
			上記以外の区域	<u>83</u>
	供用開始後1年を経過した区域		<u>96</u>	
	上記以外の区域		<u>83</u>	
その他額によることが認められるもの	その他額によることが認められるもの			

		及び処分			
	特別加算料	清掃車から便槽までのくみ取り可能な最短距離	40メートルを超え60メートルまでの場合(1回につき)	供用開始後1年を経過した区域	<u>170</u>
				上記以外の区域	<u>149</u>
			60メートルを超える場合(1回につき)	供用開始後1年を経過した区域	<u>342</u>
				上記以外の区域	<u>301</u>
浄化槽に	収集運搬及び処分	10リットル(10リットル未満の端数は切り捨てる。)につき	供用開始後1年を経過した区域		<u>99</u>

		及び処分			
	特別加算料	清掃車から便槽までのくみ取り可能な最短距離	40メートルを超え60メートルまでの場合(1回につき)	供用開始後1年を経過した区域	<u>165</u>
				上記以外の区域	<u>144</u>
			60メートルを超える場合(1回につき)	供用開始後1年を経過した区域	<u>331</u>
				上記以外の区域	<u>291</u>
浄化槽に	収集運搬及び処分	10リットル(10リットル未満の端数は切り捨てる。)につき	供用開始後1年を経過した区域		<u>96</u>

係る汚 でい			上記以外 の区域	<u>86</u>	
	生活排 水処 理に 係る 汚で い	収集運搬及 び処分	200リットル以下	供用開始 後1年を 経過した 区域	<u>2,012</u>
				上記以外 の区域	<u>1,730</u>
		供用開始 後1年を 経過した 区域	200リットルを超える場合は、 その超える10リットル（10リッ トル未満の端数は切り捨てる。 ）ごとに <u>99円</u> を加算する。		
上記以 外の区 域	200リットルを超える場合は、 その超える10リットル（10リッ トル未満の端数は切り捨てる。 ）ごとに <u>86円</u> を加算する。				

係る汚 でい			上記以外 の区域	<u>83</u>	
	生活排 水処 理に 係る 汚で い	収集運搬及 び処分	200リットル以下	供用開始 後1年を 経過した 区域	<u>1,948</u>
				上記以外 の区域	<u>1,675</u>
		供用開始 後1年を 経過した 区域	200リットルを超える場合は、 その超える10リットル（10リッ トル未満の端数は切り捨てる。 ）ごとに <u>96円</u> を加算する。		
上記以 外の区 域	200リットルを超える場合は、 その超える10リットル（10リッ トル未満の端数は切り捨てる。 ）ごとに <u>83円</u> を加算する。				

(2) 塩尻市東山霊園聖地管理手数料
 聖地の管理手数料（以下「管理料」という。）は、統一聖域
 1 聖地当たり年額3,440円、自由聖域 1 聖地当たり年額5,320円
 とする。

(2) 塩尻市東山霊園聖地管理手数料
 聖地の管理手数料（以下「管理料」という。）は、統一聖域
 1 聖地当たり年額3,130円、自由聖域 1 聖地当たり年額4,840円
 とする。

(3) 塩尻市胃がん検診

対象者	単 位	検診料 (円)
塩尻市に住所を有する40歳以上の者	1 回	<u>1,500</u>

(3) 塩尻市胃がん検診

対象者	単 位	検診料 (円)
塩尻市に住所を有する40歳以上の者	1 回	<u>1,000</u>

(4) 塩尻市肺がんCT検診

対象者	単 位	検診料 (円)
塩尻市に住所を有する年度年齢40歳から79歳までの3歳刻み年齢の希望者	1 回	<u>2,500</u>

(4) 塩尻市肺がんCT検診

対象者	単 位	検診料 (円)
塩尻市に住所を有する年度年齢40歳から79歳までの3歳刻み年齢の希望者	1 回	<u>2,000</u>

市民文化系施設に係る使用料等の見直し（案）

1 概要

市民文化系施設に係る使用料等について引上げるものです。

2 施行等

令和8年4月1日から施行するものです。

改 正 案					現 行				
(1) 塩尻総合文化センター使用料 塩尻市公民館使用料					(1) 塩尻総合文化センター使用料 塩尻市公民館使用料				
(単位：円)					(単位：円)				
区分	使用料			冷暖房 費	区分	使用料			冷暖房 費
	午前	午後	夜間			午前	午後	夜間	
	8：30～ 12：00	13：00～ 17：00	17：30～ 22：00	1回		8：30～ 12：00	13：00～ 17：00	17：30～ 22：00	1回
30平方メ ートル未 満	<u>440</u>	<u>490</u>	<u>560</u>	<u>370</u>	30平方メ ートル未 満	<u>370</u>	<u>410</u>	<u>470</u>	<u>310</u>
30平方メ ートル以	<u>920</u>	<u>1,040</u>	<u>1,160</u>		30平方メ ートル以	<u>770</u>	<u>870</u>	<u>970</u>	

上70平方メートル未満				
70平方メートル以上100平方メートル未満	<u>1,740</u>	<u>2,000</u>	<u>2,230</u>	<u>620</u>
100平方メートル以上200平方メートル未満	<u>2,830</u>	<u>3,220</u>	<u>3,630</u>	
200平方メートル以上	<u>5,820</u>	<u>6,660</u>	<u>7,480</u>	<u>5,020</u>

上70平方メートル未満				
70平方メートル以上100平方メートル未満	<u>1,450</u>	<u>1,670</u>	<u>1,860</u>	<u>520</u>
100平方メートル以上200平方メートル未満	<u>2,360</u>	<u>2,690</u>	<u>3,030</u>	
200平方メートル以上	<u>4,850</u>	<u>5,550</u>	<u>6,240</u>	<u>4,190</u>

(2) 塩尻市北部交流センター使用料

区分	使用料
交流スペース	床面積1平方メートルにつき1時間当たり <u>4円</u>

(2) 塩尻市北部交流センター使用料

区分	使用料
交流スペース	床面積1平方メートルにつき1時間当たり <u>3円</u>

(3) 塩尻市市民交流センター使用料

(単位：円)

区分	使用料			
	午前	午後	夜間	冷暖房
	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後10時まで	1回
多目的ホール	<u>3,870</u>	<u>4,510</u>	<u>5,130</u>	<u>2,260</u>
ホワイエ	<u>860</u>	<u>990</u>	<u>1,110</u>	<u>500</u>
イベントホール	<u>2,250</u>	<u>2,640</u>	<u>2,880</u>	<u>1,240</u>
会議室201	<u>1,500</u>	<u>1,740</u>	<u>2,000</u>	<u>870</u>
会議室202	<u>1,110</u>	<u>1,230</u>	<u>1,500</u>	<u>620</u>
会議室203	<u>490</u>	<u>610</u>	<u>740</u>	<u>250</u>
会議室204	<u>490</u>	<u>610</u>	<u>740</u>	<u>250</u>
会議室301	<u>1,230</u>	<u>1,500</u>	<u>1,620</u>	<u>750</u>
会議室302	<u>610</u>	<u>740</u>	<u>860</u>	<u>370</u>
会議室303	<u>610</u>	<u>740</u>	<u>860</u>	<u>370</u>
会議室304	<u>860</u>	<u>1,110</u>	<u>1,230</u>	<u>500</u>

(3) 塩尻市市民交流センター使用料

(単位：円)

区分	使用料			
	午前	午後	夜間	冷暖房
	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後10時まで	1回
多目的ホール	<u>3,230</u>	<u>3,760</u>	<u>4,280</u>	<u>1,890</u>
ホワイエ	<u>720</u>	<u>830</u>	<u>930</u>	<u>420</u>
イベントホール	<u>1,880</u>	<u>2,200</u>	<u>2,400</u>	<u>1,040</u>
会議室201	<u>1,250</u>	<u>1,450</u>	<u>1,670</u>	<u>730</u>
会議室202	<u>930</u>	<u>1,030</u>	<u>1,250</u>	<u>520</u>
会議室203	<u>410</u>	<u>510</u>	<u>620</u>	<u>210</u>
会議室204	<u>410</u>	<u>510</u>	<u>620</u>	<u>210</u>
会議室301	<u>1,030</u>	<u>1,250</u>	<u>1,350</u>	<u>630</u>
会議室302	<u>510</u>	<u>620</u>	<u>720</u>	<u>310</u>
会議室303	<u>510</u>	<u>620</u>	<u>720</u>	<u>310</u>
会議室304	<u>720</u>	<u>930</u>	<u>1,030</u>	<u>420</u>

会議室305	<u>860</u>	<u>990</u>	<u>1,110</u>	<u>500</u>
会議室306	<u>860</u>	<u>990</u>	<u>1,110</u>	<u>500</u>
会議室401 A	<u>1,380</u>	<u>1,620</u>	<u>1,870</u>	<u>750</u>
会議室401 B	<u>1,500</u>	<u>1,740</u>	<u>1,870</u>	<u>870</u>
会議室501	<u>610</u>	<u>740</u>	<u>860</u>	<u>370</u>
音楽練習 室1	<u>360</u>	<u>490</u>	<u>490</u>	<u>130</u>
音楽練習 室2	<u>240</u>	<u>240</u>	<u>360</u>	<u>130</u>
音楽練習 室3	<u>740</u>	<u>860</u>	<u>990</u>	<u>130</u>
I C Tル ーム	<u>3,000</u>	<u>3,380</u>	<u>3,870</u>	<u>1,630</u>
食育室	<u>1,500</u>	<u>1,740</u>	<u>2,000</u>	<u>250</u>
展示用壁 面	1区画（縦2.8メートル、横1.25メートル）につき50円		—	
市民サロ ン（専用 する場合 に限る。	床面積1平方メートルにつき1時間当たり <u>4円</u> 。ただし、使用する床面積が1平方メートルに満たない場合にあつて		—	

会議室305	<u>720</u>	<u>830</u>	<u>930</u>	<u>420</u>
会議室306	<u>720</u>	<u>830</u>	<u>930</u>	<u>420</u>
会議室401 A	<u>1,150</u>	<u>1,350</u>	<u>1,560</u>	<u>630</u>
会議室401 B	<u>1,250</u>	<u>1,450</u>	<u>1,560</u>	<u>730</u>
会議室501	<u>510</u>	<u>620</u>	<u>720</u>	<u>310</u>
音楽練習 室1	<u>300</u>	<u>410</u>	<u>410</u>	<u>110</u>
音楽練習 室2	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>300</u>	<u>110</u>
音楽練習 室3	<u>620</u>	<u>720</u>	<u>830</u>	<u>110</u>
I C Tル ーム	<u>2,500</u>	<u>2,820</u>	<u>3,230</u>	<u>1,360</u>
食育室	<u>1,250</u>	<u>1,450</u>	<u>1,670</u>	<u>210</u>
展示用壁 面	1区画（縦2.8メートル、横1.25メートル）につき50円		—	
市民サロ ン（専用 する場合 に限る。	床面積1平方メートルにつき1時間当たり <u>3円</u> 。ただし、使用する床面積が1平方メートルに満たない場合にあつて		—	

)	はこれを1平方メートルとし、1平方メートルに満たない端数が生じた場合はこれを1平方メートルとする。	
---	---	--

備考

- 1 営利を目的とする法人が入場料その他これに類する料金を徴収しないで専ら営利目的以外で使用する場合又は営利を目的とする法人以外の者が入場料その他これに類する料金を徴収し、若しくは営利目的で使用する場合の使用料の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額（冷暖房は除く。以下同じ。）の100分の200に相当する額とする。
- 2 営利を目的とする法人が、入場料その他これに類する料金を徴収し、又は営利目的で使用する場合の使用料の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額（冷暖房は除く。以下同じ。）の100分の400に相当する額とする。
- 3 1回とは、午前、午後、夜間をそれぞれ単位とする。

)	はこれを1平方メートルとし、1平方メートルに満たない端数が生じた場合はこれを1平方メートルとする。	
---	---	--

備考

- 1 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収しないで営業のために使用する場合の使用料の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額（冷暖房は除く。以下同じ。）の100分の200に相当する額とする。
- 2 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収して営業のために使用する場合の使用料の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額の100分の400に相当する額とする。
- 3 1回とは、午前、午後、夜間をそれぞれ単位とする。

(4) 塩尻市吉田西防災コミュニティセンター利用料

区分	利用料				
	午前	午後	夜間	冷暖房	照明
	午前 8 時 30 分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 10 時まで	1 回	1 時間
会議室 1	<u>920円</u>	<u>1,040円</u>	<u>1,160円</u>	<u>380円</u>	—
会議室 2	<u>920円</u>	<u>1,040円</u>	<u>1,160円</u>	<u>380円</u>	—
和室	<u>440円</u>	<u>500円</u>	<u>560円</u>	<u>380円</u>	—
調理実習室	<u>920円</u>	<u>1,040円</u>	<u>1,160円</u>	<u>380円</u>	—
アリーナ	1 時間当たり <u>480円</u>			—	<u>240円</u>

(4) 塩尻市吉田西防災コミュニティセンター利用料

区分	利用料				
	午前	午後	夜間	冷暖房	照明
	午前 8 時 30 分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 10 時まで	1 回	1 時間
会議室 1	<u>770円</u>	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>310円</u>	—
会議室 2	<u>770円</u>	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>310円</u>	—
和室	<u>370円</u>	<u>410円</u>	<u>470円</u>	<u>310円</u>	—
調理実習室	<u>770円</u>	<u>870円</u>	<u>970円</u>	<u>310円</u>	—
アリーナ	1 時間当たり <u>400円</u>			—	<u>200円</u>

(5) 塩尻市文化会館利用料							(5) 塩尻市文化会館利用料						
1 ホール等							1 ホール等						
区分			午前	午後	夜間	全日	区分			午前	午後	夜間	全日
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで				午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大ホール	入場料を徴収しない で利用する場合	平日	<u>円</u> <u>23,040</u>	<u>円</u> <u>32,010</u>	<u>円</u> <u>38,430</u>	<u>円</u> <u>93,490</u>	大ホール	入場料を徴収しない で利用する場合	平日	<u>円</u> <u>19,200</u>	<u>円</u> <u>26,680</u>	<u>円</u> <u>32,030</u>	<u>円</u> <u>77,910</u>
		日曜日、土曜日及び休日	<u>25,600</u>	<u>38,430</u>	<u>44,820</u>	<u>108,860</u>			日曜日、土曜日及び休日	<u>21,340</u>	<u>32,030</u>	<u>37,350</u>	<u>90,720</u>
	1,000円以下	平日	<u>29,440</u>	<u>42,280</u>	<u>49,950</u>	<u>121,690</u>	大ホール	1,000円以下	平日	<u>24,540</u>	<u>35,240</u>	<u>41,630</u>	<u>101,410</u>
		日曜日	<u>34,580</u>	<u>48,670</u>	<u>57,660</u>	<u>140,910</u>			日曜日	<u>28,820</u>	<u>40,560</u>	<u>48,050</u>	<u>117,430</u>

の入場料を徴収して利用する場合	日、土曜日及び休日				
1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	<u>35,860</u>	<u>52,520</u>	<u>62,780</u>	<u>151,170</u>
	日曜日、土曜日及び休日	<u>43,570</u>	<u>61,500</u>	<u>73,020</u>	<u>178,090</u>
3,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	平日	<u>42,280</u>	<u>61,500</u>	<u>74,300</u>	<u>178,090</u>
	日曜日、土曜日及び休日	<u>51,240</u>	<u>73,020</u>	<u>87,140</u>	<u>211,400</u>

の入場料を徴収して利用する場合	日、土曜日及び休日				
1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	<u>29,890</u>	<u>43,770</u>	<u>52,320</u>	<u>125,980</u>
	日曜日、土曜日及び休日	<u>36,310</u>	<u>51,250</u>	<u>60,850</u>	<u>148,410</u>
3,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	平日	<u>35,240</u>	<u>51,250</u>	<u>61,920</u>	<u>148,410</u>
	日曜日、土曜日及び休日	<u>42,700</u>	<u>60,850</u>	<u>72,620</u>	<u>176,170</u>

	合					
中 ホ ー ル	入場料 を徴収 しない で利用 する場 合	平日	<u>6,380</u>	<u>8,950</u>	<u>11,520</u>	<u>26,850</u>
		日曜 日、 土曜 日及 び休 日	<u>7,660</u>	<u>11,520</u>	<u>14,080</u>	<u>33,270</u>
	1,000 円以下 の入場 料を徴 収して 利用す る場合	平日	<u>7,660</u>	<u>11,520</u>	<u>15,360</u>	<u>34,540</u>
		日曜 日、 土曜 日及 び休 日	<u>10,230</u>	<u>15,360</u>	<u>17,920</u>	<u>43,520</u>
	1,000 円を超 え 3,000 円以下 の入場 料を徴	平日	<u>8,950</u>	<u>14,080</u>	<u>19,210</u>	<u>42,250</u>
		日曜 日、 土曜 日及 び休 日	<u>12,800</u>	<u>19,210</u>	<u>21,780</u>	<u>53,790</u>

	合					
中 ホ ー ル	入場料 を徴収 しない で利用 する場 合	平日	<u>5,320</u>	<u>7,460</u>	<u>9,600</u>	<u>22,380</u>
		日曜 日、土 曜日及 び休日	<u>6,390</u>	<u>9,600</u>	<u>11,740</u>	<u>27,730</u>
	1,000 円以下 の入場 料を徴 収して 利用す る場合	平日	<u>6,390</u>	<u>9,600</u>	<u>12,800</u>	<u>28,790</u>
		日曜 日、土 曜日及 び休日	<u>8,530</u>	<u>12,800</u>	<u>14,940</u>	<u>36,270</u>
	1,000 円を超 え 3,000 円以下 の入場 料を徴	平日	<u>7,460</u>	<u>11,740</u>	<u>16,010</u>	<u>35,210</u>
		日曜 日、土 曜日及 び休日	<u>10,670</u>	<u>16,010</u>	<u>18,150</u>	<u>44,830</u>

	収して 利用す る場合					
	3,000 円を超 える入 場料を 徴収し て利用 する場 合	平日	<u>10,230</u>	<u>16,640</u>	<u>21,780</u>	<u>48,660</u>
		日曜 日、 土曜 日及 び休 日	<u>15,360</u>	<u>21,780</u>	<u>25,600</u>	<u>62,740</u>
ギ ャ ラ リ ー	入場料を徴収 しないで利用 する場合		<u>2,530</u>	<u>3,810</u>	<u>6,380</u>	<u>12,730</u>
	入場料を徴収 して利用する 場合		<u>4,040</u>	<u>6,090</u>	<u>10,210</u>	<u>20,350</u>
リ ハ ー サ	入場料を徴収 しないで利用 する場合		<u>1,240</u>	<u>1,240</u>	<u>1,240</u>	<u>3,740</u>
	入場料を徴収		<u>1,990</u>	<u>1,990</u>	<u>1,990</u>	<u>5,970</u>

	収して 利用す る場合					
	3,000 円を超 える入 場料を 徴収し て利用 する場 合	平日	<u>8,530</u>	<u>13,870</u>	<u>18,150</u>	<u>40,550</u>
		日曜 日、土 曜日及 び休日	<u>12,800</u>	<u>18,150</u>	<u>21,340</u>	<u>52,290</u>
ギ ャ ラ リ ー	入場料を徴収し ないで利用する 場合		<u>2,110</u>	<u>3,180</u>	<u>5,320</u>	<u>10,610</u>
	入場料を徴収し て利用する場合		<u>3,370</u>	<u>5,080</u>	<u>8,510</u>	<u>16,960</u>
リ ハ ー サ	入場料を徴収し ないで利用する 場合		<u>1,040</u>	<u>1,040</u>	<u>1,040</u>	<u>3,120</u>
	入場料を徴収し		<u>1,660</u>	<u>1,660</u>	<u>1,660</u>	<u>4,980</u>

ル 室	して利用する 場合				
	楽屋（A）	<u>360</u>	<u>490</u>	<u>610</u>	<u>1,460</u>
	楽屋（B）	<u>610</u>	<u>880</u>	<u>1,000</u>	<u>2,500</u>

備考

- (1) 「平日」とは、月曜日から金曜日まで（(2)に規定する休日を除く。）をいう。
- (2) 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- (3) 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- (4) 入場料の額に2以上の区分がある場合は、その最も高い額を入場料として、この表を適用する。
- (5) ホール、ギャラリー及びリハーサル室を入場料を徴収しないで営業のために利用する場合の利用料の額は、この表の入場料を徴収しないで利用する場合の区分に従い、当該区分に定める額の100分の160に相当する額とする。
- (6) ホールを専ら練習又は準備及び片付けのために利用する場合の利用料の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額（(5)に該当する場合にあっては、(5)

ル 室	て利用する場合				
	楽屋（A）	<u>300</u>	<u>410</u>	<u>510</u>	<u>1,220</u>
	楽屋（B）	<u>510</u>	<u>740</u>	<u>840</u>	<u>2,090</u>

備考

- (1) 「平日」とは、月曜日から金曜日まで（(2)に規定する休日を除く。）をいう。
- (2) 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- (3) 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- (4) 入場料の額に2以上の区分がある場合は、その最も高い額を入場料として、この表を適用する。
- (5) ホール、ギャラリー及びリハーサル室を入場料を徴収しないで営業のために利用する場合の利用料の額は、この表の入場料を徴収しないで利用する場合の区分に従い、当該区分に定める額の100分の160に相当する額とする。
- (6) ホールを専ら練習又は準備及び片付けのために利用する場合の利用料の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額（(5)に該当する場合にあっては、

において算出された額) の100分の70に相当する額とする。

~~(7) ギャラリーを分割して利用する場合の利用料の額は、その分割の割合に応じて定める額とする。~~

(7) 表の区分に掲げる時間外に利用する場合の利用料の額は、当該利用時間1時間につき、その利用が午前9時前のときは午前の、正午から午後1時までのときは午後の、午後5時から午後5時30分まで及び午後10時後のときは夜間の、それぞれの区分に定める額の1時間当たりの額の100分の120に相当する額とする。ただし、1時間未満の端数があるときは、切り上げる。

(8) 午前と午後又は午後と夜間を引続き利用する場合の中間時間については、利用料は徴収しない。

(9) (5)から(7)までにおいて算出された利用料の額に10円未満の端数があるときは、切り捨てる。

2 附属設備

区分	単位	利用料 (円)
舞台設備	1式、1台、1 双、1枚 1回	<u>12,800</u>
音響設備	1式、1台 1回	<u>2,530</u>
照明設備	1式、1台、1列 1回	<u>28,170</u>

(5)において算出された額) の100分の70に相当する額とする。

(7) ギャラリーを分割して利用する場合の利用料の額は、その分割の割合に応じて定める額とする。

(8) 表の区分に掲げる時間外に利用する場合の利用料の額は、当該利用時間1時間につき、その利用が午前9時前のときは午前の、正午から午後1時までのときは午後の、午後5時から午後5時30分まで及び午後10時後のときは夜間の、それぞれの区分に定める額の1時間当たりの額の100分の120に相当する額とする。ただし、1時間未満の端数があるときは、切り上げる。

(9) 午前と午後又は午後と夜間を引続き利用する場合の中間時間については、利用料は徴収しない。

(10) (5)から(8)までにおいて算出された利用料の額に10円未満の端数があるときは、切り捨てる。

2 附属設備

区分	単位	利用料 (円)
舞台設備	1式、1台、1 双、1枚 1回	<u>10,670</u>
音響設備	1式、1台 1回	<u>2,110</u>
照明設備	1式、1台、1列 1回	<u>23,480</u>

映像設備	1式、1台、1本 1回	<u>3,810</u>
ピアノ類	1台 1回	<u>6,380</u>
パネル類	1式、1枚 1回	<u>240</u>
電源設備	1キロワット 1 時間	<u>370</u>
冷暖房	1時間	<u>5,110</u>

備考

- (1) 単位の1回は、1の項に定める午前、午後及び夜間とする。
- (2) 1時間未満の端数があるときは、切り上げる。

映像設備	1式、1台、1本 1回	<u>3,180</u>
ピアノ類	1台 1回	<u>5,320</u>
パネル類	1式、1枚 1回	<u>200</u>
電源設備	1キロワット 1 時間	<u>310</u>
冷暖房	1時間	<u>4,260</u>

備考

- (1) 単位の1回は、1の項に定める午前、午後及び夜間とする。
- (2) 1時間未満の端数があるときは、切り上げる。

社会教育系施設の使用料等の見直し（案）

1 概要

社会教育系施設に係る使用料等について引上げをするものです。

2 施行等

令和8年4月1日から施行するものです。

（文化財課）

改 正 案			現 行		
(1) 塩尻短歌館入館料 (2) 塩尻短歌館使用料 短歌館の会議室及び和室を使用しようとする者は、あらかじめ塩尻市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。この場合において、教育委員会は、必要があると認めるときは条件を付することができる。			(1) 塩尻短歌館入館料 (2) 塩尻短歌館使用料 短歌館の会議室を使用しようとする者は、あらかじめ塩尻市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。この場合において、教育委員会は、必要があると認めるときは条件を付することができる。		
区分	大人（高校生以上）		区分	大人（高校生以上）	
	個人	団体（20人以上）		個人	団体（20人以上）
塩尻短歌館	400円	1人につき 320円	塩尻短歌館	300円	1人につき 240円
塩尻短歌館・塩尻市立平出博物館・塩尻市立自然博物館共通	900円	1人につき 720円	塩尻短歌館・塩尻市立平出博物館・塩尻市立自然博物館共通	610円	1人につき 480円

区分	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から <u>午後 4 時 30 分</u> まで		<u>冷</u> 暖房料 (1 時間当たり)
会議室 <u>和室</u>	<u>750円</u>	<u>750円</u>		<u>130円</u>

(3) 本洗馬歴史の里施設入館料

区分	大人 (高校生以上)		
	個人	団体 (20人以上)	
本洗馬歴史の里資料館 ・釜井庵共通	<u>200円</u>	1 人につき	<u>160円</u>

区分	午前 9 時から <u>正午</u> まで	午後 1 時から <u>午後 5 時</u> まで	午後 5 時 30 分から <u>午後 8 時 30 分</u> まで	暖房料 (1 時間当たり)
会議室 (<u>1 室</u> 当たり)	<u>410円</u>	<u>840円</u>	<u>1,040円</u>	<u>110円</u>

(3) 本洗馬歴史の里施設入館料

区分	大人 (高校生以上)		
	個人	団体 (20人以上)	
本洗馬歴史の里資料館 ・釜井庵共通	<u>150円</u>	1 人につき	<u>120円</u>

- (4) 塩尻市立平出博物館入館料
 (5) 塩尻市立自然博物館入館料

区分	大人（高校生以上）		
	個人	団体（20人以上）	
塩尻市立平出博物館	<u>400円</u>	1人につき	<u>320円</u>
塩尻市立自然博物館	<u>400円</u>	1人につき	<u>320円</u>
塩尻市立平出博物館・塩尻市立自然博物館・塩尻短歌館共通	<u>900円</u>	1人につき	<u>720円</u>

- (4) 塩尻市立平出博物館入館料
 (5) 塩尻市立自然博物館入館料

区分	大人（高校生以上）		
	個人	団体（20人以上）	
塩尻市立平出博物館	<u>300円</u>	1人につき	<u>240円</u>
塩尻市立自然博物館	<u>300円</u>	1人につき	<u>240円</u>
塩尻市立平出博物館・塩尻市立自然博物館・塩尻短歌館共通	<u>610円</u>	1人につき	<u>480円</u>

(6) 中村邸入館料 (※激変緩和の例外)

(7) 贄川関所入館料

(8) 木曾漆器館入館料

区分	大人 (高校生以上)	
	個人	団体 (20人以上)
中村邸	<u>500円</u>	1人につき <u>400円</u>
贄川関所	<u>400円</u>	1人につき <u>320円</u>
木曾漆器館	<u>400円</u>	1人につき <u>320円</u>
中村邸、贄川関所、木曾漆器館共通	<u>900円</u>	1人につき <u>720円</u>

(6) 中村邸入館料 (※激変緩和の例外)

(7) 贄川関所入館料

(8) 木曾漆器館入館料

区分	大人 (高校生以上)	
	個人	団体 (20人以上)
中村邸	<u>300円</u>	1人につき <u>240円</u>
贄川関所	<u>300円</u>	1人につき <u>240円</u>
木曾漆器館	<u>300円</u>	1人につき <u>240円</u>
中村邸、贄川関所、木曾漆器館共通	<u>610円</u>	1人につき <u>480円</u>

スポーツ・レクリエーション施設に係る使用料等の見直し（案）

1 概要

スポーツ・レクリエーション施設に係る使用料等について、引き上げるものです。

2 令和等

令和8年4月1日から施行するものです。

（課）

改正案								現行							
(1) 塩尻市営野球場使用料								(1) 塩尻市営野球場使用料							
区分		使用料						区分		使用料					
		日の出から午前8時30分まで	午前8時30分から午前10時30分まで	午前10時30分から午後0時30分まで	午後0時30分から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時以降			日の出から午前8時30分まで	午前8時30分から午前10時30分まで	午前10時30分から午後0時30分まで	午後0時30分から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時以降
アマチュアスポーツの場合	入場無料の場合	円 <u>1,940</u>	円 <u>2,640</u>	円 <u>2,640</u>	円 <u>2,640</u>	円 <u>2,640</u>	円 <u>1,940</u>	アマチュアスポーツの場合	入場無料の場合	円 <u>1,620</u>	円 <u>2,200</u>	円 <u>2,200</u>	円 <u>2,200</u>	円 <u>2,200</u>	円 <u>1,620</u>
	入場有料	円 <u>3,960</u>	円 <u>5,280</u>	円 <u>5,280</u>	円 <u>5,280</u>	円 <u>5,280</u>	円 <u>3,960</u>		入場有料	円 <u>3,300</u>	円 <u>4,400</u>	円 <u>4,400</u>	円 <u>4,400</u>	円 <u>4,400</u>	円 <u>3,300</u>

	の場 合						
そ の 他 の 場 合	入 場 無 料 の 場 合	<u>3,960</u>	<u>5,280</u>	<u>5,280</u>	<u>5,280</u>	<u>5,280</u>	<u>3,960</u>
	入 場 有 料 の 場 合	<u>19,800</u>	<u>26,400</u>	<u>26,400</u>	<u>26,400</u>	<u>26,400</u>	<u>26,400</u>

	の場 合						
そ の 他 の 場 合	入 場 無 料 の 場 合	<u>3,300</u>	<u>4,400</u>	<u>4,400</u>	<u>4,400</u>	<u>4,400</u>	<u>3,300</u>
	入 場 有 料 の 場 合	<u>16,500</u>	<u>22,000</u>	<u>22,000</u>	<u>22,000</u>	<u>22,000</u>	<u>22,000</u>

--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--

	営 業 目 的 と な い 場 合	無 料 の 場 合								
		入 場 有 料 の 場 合	<u>6,310</u>							
	営 利 又 は 営 業 を 目 的 と す る 場 合	<u>21,120</u>	<u>21,120</u>	<u>21,120</u>	<u>21,120</u>	<u>21,120</u>	<u>21,120</u>	<u>21,120</u>	<u>21,120</u>	
一 部 を 使 用 す る 場 合	専 用 す る 場 合	半面を使用する場合は、全部を使用する場合の項に掲げる区分に従い、当該区分に定める額の2分の1に相当する額								
	専 用 し な い 場 合	1 大人（高校生以上）	1 人	<u>120円</u>						
		2 小人（中学生以下）	1 人	<u>60円</u>						

	営 業 目 的 と な い 場 合	無 料 の 場 合								
		入 場 有 料 の 場 合	<u>5,260</u>							
	営 利 又 は 営 業 を 目 的 と す る 場 合	<u>17,600</u>	<u>17,600</u>	<u>17,600</u>	<u>17,600</u>	<u>17,600</u>	<u>17,600</u>	<u>17,600</u>	<u>17,600</u>	
一 部 を 使 用 す る 場 合	専 用 す る 場 合	半面を使用する場合は、全部を使用する場合の項に掲げる区分に従い、当該区分に定める額の2分の1に相当する額								
	専 用 し な い 場 合	1 大人（高校生以上）	1 人	<u>100円</u>						
		2 小人（中学生以下）	1 人	<u>50円</u>						

(3) 塩尻市立体育館併設柔道場・剣道場使用料
塩尻市立檜川体育館柔道場・剣道場使用料

区分		使用料						
		午前 8時30分 から 午前10 時30分 まで	午前1 0時30 分から 午後0 時30分 まで	午後 1時 から 午後3 時まで	午後 3時 から 午後5 時まで	午後 5時 から 午後7 時まで	午後 7時 から 午後9 時30分 まで	
全部 を 使用 す る 場 合	入場無 料の場 合	円 <u>600</u>	円 <u>600</u>	円 <u>600</u>	円 <u>600</u>	円 <u>600</u>	円 <u>600</u>	
	入場有 料の場 合	<u>1,210</u>	<u>1,210</u>	<u>1,210</u>	<u>1,210</u>	<u>1,210</u>	<u>1,210</u>	
一部を使用す る場合		1 大人（高校生以上）		1人 <u>120円</u>		2 小人（中学生以下）		1人 <u>60円</u>

(3) 塩尻市立体育館併設柔道場・剣道場使用料
塩尻市立檜川体育館柔道場・剣道場使用料

区分		使用料						
		午前 8時30分 から 午前10 時30分 まで	午前1 0時30 分から 午後0 時30分 まで	午後 1時 から 午後3 時まで	午後 3時 から 午後5 時まで	午後 5時 から 午後7 時まで	午後 7時 から 午後9 時30分 まで	
全部 を 使用 す る 場 合	入場無 料の場 合	円 <u>500</u>	円 <u>500</u>	円 <u>500</u>	円 <u>500</u>	円 <u>500</u>	円 <u>500</u>	
	入場有 料の場 合	<u>1,010</u>	<u>1,010</u>	<u>1,010</u>	<u>1,010</u>	<u>1,010</u>	<u>1,010</u>	
一部を使用す る場合		1 大人（高校生以上）		1人 <u>100円</u>		2 小人（中学生以下）		1人 <u>50円</u>

(4) 塩尻市立体育館併設相撲場使用料

区分		使用料					
		午前 8時3 0分か ら正 午ま で	正午 から 午後 5時 まで	午後 5時 から 午後 9時3 0分ま で	午前 8時3 0分か ら午 後5 時ま で	正午 から 午後 9時3 0分ま で	午前 8時3 0分か ら午 後9 時30 分ま で
専用 する 場合	入場無 料の場 合	円 <u>360</u>	円 <u>500</u>	円 <u>620</u>	円 <u>910</u>	円 <u>1,030</u>	円 <u>1,320</u>
	入場有 料の場 合	<u>760</u>	<u>1,030</u>	<u>1,320</u>	<u>1,820</u>	<u>2,080</u>	<u>2,640</u>
専用しない場 合		1 大人（高校生以上） 1人 <u>60円</u>		2 小人（中学生以下） 1人 20円			

(4) 塩尻市立体育館併設相撲場使用料

区分		使用料					
		午前 8時3 0分か ら正 午ま で	正午 から 午後 5時 まで	午後 5時 から 午後 9時3 0分ま で	午前 8時3 0分か ら午 後5 時ま で	正午 から 午後 9時3 0分ま で	午前 8時3 0分か ら午 後9 時30 分ま で
専用 する 場合	入場無 料の場 合	円 <u>300</u>	円 <u>420</u>	円 <u>520</u>	円 <u>760</u>	円 <u>860</u>	円 <u>1,100</u>
	入場有 料の場 合	<u>640</u>	<u>860</u>	<u>1,100</u>	<u>1,520</u>	<u>1,740</u>	<u>2,200</u>
専用しない場 合		1 大人（高校生以上） 1人 <u>50円</u>		2 小人（中学生以下） 1人 20円			

(5) 塩尻市営総合運動場使用料

区分	日の出から午前8時30分まで	午前8時30分から午前10時30分まで	午前10時30分から午後0時30分まで	午後0時30分から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から日没まで
全面使用の場合	円 <u>1,150</u>	円 <u>1,580</u>	円 <u>1,580</u>	円 <u>1,580</u>	円 <u>1,580</u>	円 <u>1,150</u>
1コート使用の場合ABC D各コート	<u>280</u>	<u>390</u>	<u>390</u>	<u>390</u>	<u>390</u>	<u>280</u>

(5) 塩尻市営総合運動場使用料

区分	日の出から午前8時30分まで	午前8時30分から午前10時30分まで	午前10時30分から午後0時30分まで	午後0時30分から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から日没まで
全面使用の場合	円 <u>960</u>	円 <u>1,320</u>	円 <u>1,320</u>	円 <u>1,320</u>	円 <u>1,320</u>	円 <u>960</u>
1コート使用の場合ABC D各コート	<u>240</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>240</u>

- (6) 塩尻市中央スポーツ公園運動広場使用料
- (7) 塩尻市中央スポーツ公園テニスコート使用料
- (8) 塩尻市中央スポーツ公園サッカー場使用料

区分		日の出から午前8時30分まで	午前8時から午前10時30分まで	午前10時から午後3時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から日没まで	午後5時から午後9時30分まで
運動広場	全面使用の場合	円 <u>1,150</u>	円 <u>1,580</u>	円 <u>1,580</u>	円 <u>1,580</u>	円 <u>1,580</u>	円 <u>1,150</u>	円
	1コート使用の場合	<u>280</u>	<u>390</u>	<u>390</u>	<u>390</u>	<u>390</u>	<u>280</u>	

- (6) 塩尻市中央スポーツ公園運動広場使用料
- (7) 塩尻市中央スポーツ公園テニスコート使用料
- (8) 塩尻市中央スポーツ公園サッカー場使用料

区分		日の出から午前8時30分まで	午前8時から午前10時30分まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から日没まで	午後5時から午後9時30分まで
運動広場	全面使用の場合	円 <u>960</u>	円 <u>1,320</u>	円 <u>1,320</u>	円 <u>1,320</u>	円 <u>1,320</u>	円 <u>960</u>
	1コート使用の場合	<u>240</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>240</u>

	A B C D 各 コ ー ト							
テ ニ ス コ ー ト	専 用 （ 1 コ ー ト ）	<u>740</u>	<u>1,230</u>	<u>1,230</u>	<u>1,230</u>	<u>1,230</u>		<u>610</u> （1 時 間 当 た り）
サ ッ カ ー 場	全 面 使 用 の 場 合	1時間当たり <u>1,820円</u>						
	半 面 使	1時間当たり <u>910円</u>						

	A B C D 各 コ ー ト							
テ ニ ス コ ー ト	専 用 （ 1 コ ー ト ）	<u>620</u>	<u>1,030</u>	<u>1,030</u>	<u>1,030</u>	<u>1,030</u>		<u>510</u> 円（ 1 時 間 当 た り ）
サ ッ カ ー 場	全 面 使 用 の 場 合	1時間当たり <u>1,520円</u>						
	半 面 使	1時間当たり <u>760円</u>						

用の場合	
------	--

用の場合	
------	--

(9) 塩尻市屋内ゲートボール場使用料

区分	午前 8時 から 午前 10時 まで	午前 10時 から 正午 まで	午後 1時 から 午後 3時 まで	午後 3時 から 午後 5時 まで	午後 5時 から 午後 7時 まで	午後 7時 から 午後 9時 30分 まで
専用（1コート）	円 <u>600</u>	円 <u>600</u>	円 <u>600</u>	円 <u>600</u>	円 <u>600</u>	円 <u>600</u>

(9) 塩尻市屋内ゲートボール場使用料

区分	午前 8時 から 午前 10時 まで	午前 10時 から 正午 まで	午後 1時 から 午後 3時 まで	午後 3時 から 午後 5時 まで	午後 5時 から 午後 7時 まで	午後 7時 から 午後 9時 30分 まで
専用（1コート）	円 <u>500</u>	円 <u>500</u>	円 <u>500</u>	円 <u>500</u>	円 <u>500</u>	円 <u>500</u>

(10) 塩尻市弓道場使用料

区分	2時間までごとに
全部を使用する場合	<u>1,320円</u>
一部を使用する場合	大人（高校生以上） 1人 <u>240円</u>
	小人（中学生以下） 1人 <u>120円</u>

(10) 塩尻市弓道場使用料

区分	2時間までごとに
全部を使用する場合	<u>1,100円</u>
一部を使用する場合	大人（高校生以上） 1人 <u>200円</u>
	小人（中学生以下） 1人 <u>100円</u>

(1 1) 塩尻市営檜川運動場使用料

(1 2) 塩尻市立檜川屋内運動場使用料

区分	午前 8時 から 午前1 0時まで	午前1 0時か ら正 午ま で	午後 1時 から 午後 3時 まで	午後 3時 から 午後 5時 まで	午後 5時 から 午後 7時 まで	午後 7時 から 午後 9時3 0分ま で
全面使用 の場合	円 <u>1,040</u>	円 <u>1,040</u>	円 <u>1,040</u>	円 <u>1,040</u>	円 <u>1,040</u>	円 <u>1,040</u>
一部を使 用する場 合	1 大人（高校生以上）		1人 <u>120円</u>			
	2 小人（中学生以下）		1人 <u>60円</u>			

(1 1) 塩尻市営檜川運動場使用料

(1 2) 塩尻市立檜川屋内運動場使用料

区分	午前 8時 から 午前1 0時まで	午前1 0時か ら正 午ま で	午後 1時 から 午後 3時 まで	午後 3時 から 午後 5時 まで	午後 5時 から 午後 7時 まで	午後 7時 から 午後 9時3 0分ま で
全面使用 の場合	円 <u>870</u>	円 <u>870</u>	円 <u>870</u>	円 <u>870</u>	円 <u>870</u>	円 <u>870</u>
一部を使 用する場 合	1 大人（高校生以上）		1人 <u>100円</u>			
	2 小人（中学生以下）		1人 <u>50円</u>			

	営 業 目 的 と な い 場 合	無 料 の 場 合						
		入 場 有 料 の 場 合	<u>3,140</u>	<u>3,140</u>	<u>3,140</u>	<u>3,140</u>	<u>3,140</u>	<u>3,140</u>
	営 利 又 は 営 業 を 目 的 と す る 場 合		<u>10,560</u>	<u>10,560</u>	<u>10,560</u>	<u>10,560</u>	<u>10,560</u>	<u>10,560</u>
一 部 を 使 用 す る 場 合	専 用 す る 場 合	半面を使用する場合は、全部を使用する場合の項に掲げる区分に従い、当該区分に定める額の2分の1に相当する額						
	専 用 し な い 場 合	1 大人（高校生以上）	1 人	<u>120円</u>				
		2 小人（中学生以下）	1 人	<u>60円</u>				

	営 業 目 的 と な い 場 合	無 料 の 場 合						
		入 場 有 料 の 場 合	<u>2,620</u>	<u>2,620</u>	<u>2,620</u>	<u>2,620</u>	<u>2,620</u>	<u>2,620</u>
	営 利 又 は 営 業 を 目 的 と す る 場 合		<u>8,800</u>	<u>8,800</u>	<u>8,800</u>	<u>8,800</u>	<u>8,800</u>	<u>8,800</u>
一 部 を 使 用 す る 場 合	専 用 す る 場 合	半面を使用する場合は、全部を使用する場合の項に掲げる区分に従い、当該区分に定める額の2分の1に相当する額						
	専 用 し な い 場 合	1 大人（高校生以上）	1 人	<u>100円</u>				
		2 小人（中学生以下）	1 人	<u>50円</u>				

(14) 小坂田公園利用料 (サッカー場)

単位	利用料 (円)
1 時間	<u>3,600</u>

(14) 小坂田公園利用料 (サッカー場)

単位	利用料 (円)
1 時間	<u>3,000</u>

(15) 小坂田公園利用料 (ミニサッカー場)

(16) 小坂田公園利用料 (ミニサッカー場照明)

種別	単位	利用料 (円)
ミニサッカー場	1 時間	<u>1,200</u>
照明		<u>360</u>

(備考)

照明利用料は、利用時間が1時間未満の場合は、1時間とする。1時間を超える場合は、30分単位とし、30分につき180円とする。この場合において、30分未満の利用時間は、30分とする。

(15) 小坂田公園利用料 (ミニサッカー場)

(16) 小坂田公園利用料 (ミニサッカー場照明)

種別	単位	利用料 (円)
ミニサッカー場	1 時間	<u>1,000</u>
照明		<u>300</u>

(備考)

照明利用料は、利用時間が1時間未満の場合は、1時間とする。1時間を超える場合は、30分単位とし、30分につき150円とする。この場合において、30分未満の利用時間は、30分とする。

(17) 塩尻北部公園テニスコート使用料

区分	単位	使用料 (円)				
		午前 8 時30分 から午前10時30分まで	午前10 時30分 から午後 0 時30分まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 5 時まで	午後 5 時から日没まで
一般 (中学生以下を含む。)	1 コート	<u>1,230</u>	<u>1,230</u>	<u>1,230</u>	<u>1,230</u>	<u>740</u>

(17) 塩尻北部公園テニスコート使用料

区分	単位	使用料 (円)				
		午前 8 時30分 から午前10時30分まで	午前10 時30分 から午後 0 時30分まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 5 時まで	午後 5 時から日没まで
一般 (中学生以下を含む。)	1 コート	<u>1,030</u>	<u>1,030</u>	<u>1,030</u>	<u>1,030</u>	<u>620</u>

(18) 塩尻北部公園多目的運動場使用料

区分	使用料 (円)					
	日の出から午前8時30分まで	午前8時30分から午前10時30分まで	午前10時30分から午後3時0分まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から日没まで
全面使用の場合	<u>570</u>	<u>790</u>	<u>790</u>	<u>790</u>	<u>790</u>	<u>570</u>

(18) 塩尻北部公園多目的運動場使用料

区分	使用料 (円)					
	日の出から午前8時30分まで	午前8時30分から午前10時30分まで	午前10時30分から午後3時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から日没まで
全面使用の場合	<u>480</u>	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>480</u>

(19) 塩尻市有料観光施設使用料 (みどり湖釣り場、田川浦湖釣り場)

種別	使用料
1日券	1人につき <u>1,200円</u>
半日券	1人につき <u>700円</u>
回数券	<u>12,000円</u>

(19) 塩尻市有料観光施設使用料 (みどり湖釣り場、田川浦湖釣り場)

種別	使用料
1日券	1人につき <u>1,030円</u>
半日券	1人につき <u>620円</u>
回数券	<u>10,470円</u>

産業系施設に係る使用料等の見直し（案）

1 概要

産業系施設に係る使用料等について引き上げるものです。

2 施行等

令和8年4月1日から施行するものです。

改正案								現行							
(1) 塩尻情報プラザ利用料								(1) 塩尻情報プラザ利用料							
区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日	超過時間1時間につき	区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日	超過時間1時間につき
	午前10時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前10時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前10時から午後9時まで			午前10時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前10時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前10時から午後10時まで	
研修室	2,000	4,000	3,000	6,000	7,000	9,000	1,300	研修室	1,560	3,130	3,650	4,690	6,780	8,340	1,030
(2) 塩尻市農産物加工所使用料 使用料は、1時間につき800円とし、1時間未満の使用時間は、1時間とする。								(2) 塩尻市農産物加工所使用料 使用料は、1時間につき600円とし、1時間未満の使用時間は、1時間とする。							
(3) 塩尻市市民農園管理指導料 貸付けに係る管理指導料は、1区画当たり年間2,900円以内とする。								(3) 塩尻市市民農園管理指導料 貸付けに係る管理指導料は、1区画当たり年間2,400円以内とする。							

学校教育系施設に係る使用料等の見直し（案）

1 概要

学校教育系施設に係る使用料等について引き上げるものです。

2 施行等

令和8年4月1日から施行するものです。

改正案	現行				
特別教室棟冷暖房費 <table border="1" data-bbox="239 699 1104 794"><tr><td data-bbox="239 699 940 794">1回あたり</td><td data-bbox="940 699 1104 794"><u>620円</u></td></tr></table>	1回あたり	<u>620円</u>	特別教室棟冷暖房費 <table border="1" data-bbox="1207 699 2072 794"><tr><td data-bbox="1207 699 1908 794">1回あたり</td><td data-bbox="1908 699 2072 794"><u>520円</u></td></tr></table>	1回あたり	<u>520円</u>
1回あたり	<u>620円</u>				
1回あたり	<u>520円</u>				

子育て支援施設に係る使用料等の見直し（案）

1 概要

子育て支援施設に係る使用料等について引上げるものです。

2 施行等

令和8年4月1日から施行するものです。

改 正 案				現 行			
<p>(1) 塩尻市児童クラブ利用者負担金 児童クラブを利用する児童の保護者は、許可を受けた利用時間を超えて引き続き児童クラブを利用する場合には、<u>30分当たり200円（ただし、開館時間を超えた時間については、30分当たり400円とする。）</u>を負担しなければならない。この場合において、当該利用時間に30分未満の端数があるときは、その端数を30分に切り上げるものとする。</p>				<p>(1) 塩尻市児童クラブ利用者負担金 児童クラブを利用する児童の保護者は、許可を受けた利用時間を超えて引き続き児童クラブを利用する場合には、<u>30分当たり100円</u>を負担しなければならない。この場合において、当該利用時間に30分未満の端数があるときは、その端数を30分に切り上げるものとする。</p>			
区分	平日の利用時間	土曜日及び休業日の利用時間	金額	区分	平日の利用時間	土曜日及び休業日の利用時間	金額
通 年 利 用	小学校の授業の終了後から午後5時まで	午前8時から午後5時まで	月額 <u>1,500円</u>	通 年 利 用	小学校の授業の終了後から午後5時まで	午前8時から午後5時まで	月額 <u>1,000円</u>
	小学校の授業	午前8時から午後6時まで	月額 <u>2,500円</u>		小学校の授業	午前8時から午後6時まで	月額 <u>2,000円</u>

	の終了後から午後6時まで	まで	
	小学校の授業の終了後から午後7時まで	午前8時から午後7時まで（土曜日にあつては午前8時から午後6時まで）	月額 <u>3,500円</u>
学校休業日利用		午前8時から午後5時まで	日額 <u>150円</u>
		午前8時から午後6時まで	日額 <u>250円</u>
		午前8時から午後7時まで（休業日の利用に限る。）	日額 <u>350円</u>

	の終了後から午後6時まで	まで	
	小学校の授業の終了後から午後7時まで	午前8時から午後7時まで（土曜日にあつては午前8時から午後6時まで）	月額 <u>3,000円</u>
学校休業日利用		午前8時から午後5時まで	日額 <u>100円</u>
		午前8時から午後6時まで	日額 <u>200円</u>
		午前8時から午後7時まで（休業日の利用に限る。）	日額 <u>300円</u>

(2) 塩尻市放課後キッズクラブ利用者負担金

緊急その他やむを得ない事由によりキッズクラブを利用する児童の保護者は、当該キッズクラブの利用に要する費用として1時間当たり300円（ただし、開館時間を超えた時間については、30分当たり400円とする。）を負担しなければならない。

キッズクラブを利用する児童の保護者は、許可を受けた利用時間を超えて引き続きキッズクラブを利用する場合には、30分当たり200円（ただし、開館時間を超えた時間については、30

(2) 塩尻市放課後キッズクラブ利用者負担金

緊急その他やむを得ない事由によりキッズクラブを利用する児童の保護者は、当該キッズクラブの利用に要する費用として30分当たり100円を負担しなければならない。

次に掲げる児童の保護者は、午後5時を超えて引き続きキッズクラブを利用する場合には、30分当たり100円を負担しなければならない。

分当たり400円とする。)を負担しなければならない。

~~(1) 平日に小学校の授業の終了後から午後5時まで利用し、かつ、休業日に午前8時から午後5時まで利用する児童~~

~~(2) 休業日に限り、午前8時から午後5時まで利用する児童~~

区分	平日の利用時間	休業日の利用時間	金額
通年利用	小学校の授業の終了後から午後5時まで	午前8時から午後5時まで	月額 <u>2,500円</u>
	小学校の授業の終了後から午後6時まで	午前8時から午後6時まで	月額 <u>3,500円</u>
学校休業日利用		午前8時から午後5時まで	日額 <u>250円</u>
		午前8時から午後6時まで	日額 <u>350円</u>

(1) 平日に小学校の授業の終了後から午後5時まで利用し、かつ、休業日に午前8時から午後5時まで利用する児童

(2) 休業日に限り、午前8時から午後5時まで利用する児童

区分	平日の利用時間	休業日の利用時間	金額
通年利用	小学校の授業の終了後から午後5時まで	午前8時から午後5時まで	月額 <u>2,000円</u>
	小学校の授業の終了後から午後6時まで	午前8時から午後6時まで	月額 <u>3,000円</u>
学校休業日利用		午前8時から午後5時まで	日額 <u>200円</u>
		午前8時から午後6時まで	日額 <u>300円</u>

保健・福祉施設に係る使用料等の見直し（案）

1 概要

保健・福祉施設に係る使用料等について引上げるものです。

2 施行等

令和8年4月1日から施行するものです。

改 正 案			現 行		
塩尻市ふれあいセンター入浴料			塩尻市ふれあいセンター入浴料		
区分	単位	利用料	区分	単位	利用料
入浴施設	<u>大人（高校生以上）</u>	<u>400円</u>	入浴施設	1回	<u>1人につき 300円</u>
	<u>大人（65歳未満） 回数券（6回分）</u>	<u>2,000円</u>		回数券（6回分）	<u>1,500円</u>
	<u>大人（65歳以上） 回数券（7回分）</u>	<u>2,000円</u>			
	<u>小中学生</u>	<u>100円</u>			
備考 <u>未就学児</u> の利用料は、無料とする。			備考 <u>小学生以下</u> の利用料は、無料とする。		

その他施設に係る使用料等の見直し（案）

1 概要

その他施設に係る使用料等について引上げるものです。

2 施行等

令和8年4月1日から施行するものです。

改 正 案			現 行		
(1) 塩尻市塩尻駅前広場駐車場利用料（※激変緩和の例外）			(1) 塩尻市塩尻駅前広場駐車場利用料（※激変緩和の例外）		
区分	単位	利用料	区分	単位	利用料
バス整理場（ただし、乗車待ちの場合に限る。）	1台1回につき	<u>2,000円</u>	バス整理場（ただし、乗車待ちの場合に限る。）	1台1回につき	<u>510円</u>
(2) 塩尻市広丘駅東口駐車場使用料			(2) 塩尻市広丘駅東口駐車場使用料		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
一般駐車	1台につき30分まで	無料	一般駐車	1台につき30分まで	無料
	1台につき30分を超え24時間まで	<u>300円</u>		1台につき30分を超え24時間まで	<u>250円</u>

	1台につき24時間を超え24時間ごとに	<u>300円</u>		1台につき24時間を超え24時間ごとに	<u>250円</u>
前納駐車券による駐車	<u>6,300円券</u>	<u>6,000円</u>	前納駐車券による駐車	<u>5,250円券</u>	<u>5,000円</u>